

# 保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

帯 広 市 長 様

次の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで帯広市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、帯広市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

（第\_\_\_\_\_号）

住所・所在地 \_\_\_\_\_

氏名及び名称 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 （            ）            -

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担になります。

帯 広 市